

令和2年第2回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和2年6月26日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第34号 令和2年度新冠町一般会計補正予算
- 第 4 議案第35号 令和2年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第 5 議案第36号 令和2年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第37号 令和2年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第 7 議案第38号 令和2年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 第 8 発委第 5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 9 発議第 1号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について
- 第10 会議案第4号 閉会中の継続調査について
- 第11 会議案第5号 閉会中の継続調査について

◎追加日程

- 第 1 議案第39号 第2期新冠町高度無線環境整備推進事業請負契約の締結について

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 芳住 革二君 | 2番 長浜 謙太郎君 |
| 3番 酒井 益幸君 | 4番 武田 修一君 |
| 5番 但野 裕之君 | 6番 竹中 進一君 |
| 7番 須崎 栄子君 | 8番 氏家 良美君 |
| 9番 秋山 三津男君 | 10番 中川 信幸君 |
| 11番 堤 俊昭君 | 12番 荒木 正光君 |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 修 司 君
副 町 長	中 村 義 弘 君
教 育 長	山 本 政 嗣 君
総 務 課 長	坂 本 隆 二 君
企 画 課 長	原 田 和 人 君
町 民 生 活 課 長	坂 東 桂 治 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 背 寧 君
税 務 課 長	佐 藤 正 秀 君
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	島 田 和 義 君
建 設 水 道 課 長	関 口 英 一 君
会 計 管 理 者	田 村 一 晃 君
診 療 所 事 務 長	杉 山 結 城 君
特 別 養 護 老 人 ホ ム 所 長	山 谷 貴 君
牧 野 所 長	工 藤 匡 君
管 理 課 長	湊 昌 行 君
社 会 教 育 課 長	新 宮 信 幸 君
総 務 課 総 括 主 幹	佐々木 京 君
企 画 課 総 括 主 幹	楫 川 聡 明 君
企 画 課 総 括 主 幹	下 川 広 司 君
町 民 生 活 課 総 括 主 幹	竹 内 修 君
保 健 福 祉 課 総 括 主 幹	八 木 真 樹 君
税 務 課 総 括 主 幹	今 村 力 君
産 業 課 総 括 主 幹	三 宅 範 正 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	寺 西 訓 君
建 設 水 道 課 総 括 主 幹	磯 野 貴 弘 君
管 理 課 総 括 主 幹	小 久 保 卓 君
管 理 課 総 括 主 幹	坂 元 一 馬 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	谷 藤 聡 君
社 会 教 育 課 総 括 主 幹	曾 我 和 久 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長	佐 渡 健 能 君
議 会 事 務 局 総 括 主 幹	伊 藤 美 幸 君

(午前 9時56分 開議)

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和2年第2回定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、7番、須崎栄子議員、8番、氏家良美議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第2、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。

竹中進一議員のバイオガス発電による家畜排せつ物の有効利用の取り組みの発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番、竹中です。議長より発言の許可得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。質問に先立ちまして、このたびの新型コロナウイルス禍により、罹患されました方々にお見舞い申し上げますとともに、町民一丸となって対策に取り組んでこられましたことに敬意を表しますとともに、関係者の方々のご尽力に感謝を申し上げます。

近年、新冠町における農業は一部において集約化が進みつつあり、畜産部門においても大規模な頭数を飼育するケースがふえてきております。その傾向は今後とも進んでいくと推察されますし、それに伴い家畜の排せつ物も相当な量となり、今はそのほとんどが堆肥として土に還元されているわけですが、完熟させるために切りかえしや移動をさせて堆積するなど、管理や利用し得るために相当の労力と時間を必要としております。各農家のほとんどがぎりぎりまで経営規模を拡大し、飼養頭数をふやす傾向にあり、農作業も目いっぱいの中で家畜排せつ物の完熟堆肥への利用のため、適切な管理調整が行われている状況を拝見いたしておりますが、一部農繁期などが重なり作業が追いついていない場合や飼養頭数の増加で排せつ物が急激にふえ、施設や設備、労力が追いつかないケースもあるのではないかとことも考えられます。結果的には完熟までに至らないまま堆積いたすか、中途の状態でも田畑への頒布を余儀なくされる場合もあるのではないのでしょうか。その結果、糞尿の悪臭や川や海までも悪影響を及ぼしたり、温室効果ガスや水への環境に

対する影響も懸念されることはないでしょうか。そこで、十勝管内や根釧地区で積極的に取り組まれております。既に、稼働しているバイオガス発電設備を計画いたす考えはないでしょうか。このバイオガス発電の設備に取り組むためには、相当な労力と多額のイニシャルコストが必要となりますが、新冠の役場が取り組むこととなれば補助制度を受けるための複雑な手続きなどのほか、優良起債なども活用できるのではないかとということが考えられます。これらをもし各農家が取り組むとしても、現状では労力的にも目いっぱい状況であることや複雑な地域の調整、調査、設計、申請、運営などまでほとんど手が回らないのが現状で、新冠町が主体的となって進めなければなかなか取りまとめるまでに困難を来すと思いますので、ぜひとも町が中心となって取り組む方向で協議、検討はできないでしょうか。このバイオガス発電設備は、先般同僚議員が一般質問をされておりました、生ごみの処理や下水の汚泥処理にも有効です。排せつ物の処理により生み出した電力は、太陽光や風力による売電価格より大幅に高く、フィット制度により 39 円程度で売電できます。発酵後の副産物の固形分は乾燥させている敷材として利用でき、液体については消化液として田畑へ有効な液肥として活用することができます。今までの堆肥散布に比してその利点をあげてみますと、まず田畑への散布後悪臭が相当軽減されること。長年さんざん悩まされてきた雑草の種子が処理過程で死滅し、雑草の混入の心配がなくなること。有害細菌が死滅し、家畜の病気の心配が軽減されることなどのほか、有用菌が増加し、土壌の団粒化が促進されるなどの各種効果が期待できます。これらにより、毎年多額の投資をしてきた化学肥料の減量化が図られ、より地力の増強と経費節約と安定した収穫につなげることができます。また、この設備は売電のみだけではなく、最近の研究ではエタノールやギ酸を生成させることもでき、そのメタノールは内燃機関などのエネルギーとしても有効で、さらに水素製造への技術を進められており、水素は将来的には燃料電池としての利用が見込まれ、不安定な電力供給とされている風力や太陽光発電の再生可能エネルギーが拡大されつつある中で、安定化を補うための燃料電池などへの活用も考えられており、その果たすべき将来はますます広がることが期待できます。これまで述べてきたバイオガス発電装置は、発電施設は木質等を原料としたバイオマス発電設備などとともに、多くが既に稼働、または計画されており、全国組織のバイオガス事業推進協議会が既に組織され、北海道 5 自治体、沖縄の自治体を含む 14 自治体が加盟して調査研究等を推進しております。このバイオガス発電設備を含め、再生可能エネルギー施設は新聞紙上にも掲載されていた大規模なえりも町の風力発電をはじめ、現在、既に計画がされている箇所がかなりあるようで、今後も条件が整えば設置を希望いたす組織が相当あるのではないかと思います。今まで送電網許容量に余裕がなく、売電先への送電ができないため不可能とをあきらめておりましたけれども、近年世界的な脱原発、CO₂削減の地球温暖化防止を推し進める機運の高まりによる、再生エネルギーを含めた送電網の見直しのためではないかと思われる、電源接続案件豪州プロセスが令和元年 10 月 4 日に開始されました。しかし、このプロセスは締め切り期日が示されておりません。今後、新冠町内において再生エネルギーである

バイオガス発電をはじめ、各種の売電事業が個人、または企業が町内で取り組むこととなれば、希望によっては相応の固定資産税収入が見込めるわけで、将来の再生エネルギー構想を想定し、計画を樹立して早期に取りまとめなければならぬ大事な時期ではないかと思えます。この機を逃しますと、いざ再生エネルギーに取り組もうとしても、なかなか厳しい状況が考えられますので、これに間に合うように取り組む考えはないでしょうか。ここまで申しあげましたバイオガス発電設備に取り組むことができますと、今まで多くの労力を費やしてきた農家の省力化にもつながり、さらなる飼養頭数の増加など、規模の拡大を進めることができますし、多忙や労働力不足による管理の遅れで家畜排せつ物が少なからず環境への負荷もあったとしたら相当削減することができ、田畑に散布する際には完熟化された状態で活用ができます。これまで空气中に放出されていた窒素は、一酸化窒素となれば温室効果がCO₂の約300倍であるとも言われていることや、同じく25倍のメタンの削減、さらには悪臭のもとであるアンモニアガスの削減にも効果があります。種々の難しい問題山積ではありますが、今後ますます新冠の農業も大規模化が推し進めてくる可能性が大きいわけですから、現状の規模だけで語るのではなく、近い将来を見越し、先に申しあげました電源接続案件募集プロセスへの応募に間に合うよう、今から検討を進めるべきではないかと考えますが、町長のご見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員からご質問のバイオガス発電による家畜排せつ物の有効利用への取り組みについてお答えいたします。

バイオガス発電は、家畜排せつ物や食品廃棄物、木材チップ、汚泥等を発酵させることでバイオガスを生成し、ガスの中に含まれるメタンを利用して発電させる仕組みで、太陽光や風力、地熱などと同様に、温室効果ガスの削減効果が期待できる再生可能エネルギーの一つとして関心が高まり、道内では釧根地方やオホーツク地方、十勝地方の酪農主産地で積極的に取り入れられております。バイオガス発電は、24時間365日稼働させることができ、太陽光や風力発電のように自然条件に左右されずに発電することが可能なほか、議員からもご提案のありましたように、多くのメリットがあることは認識しておりますが、酪農主産地ではない当町が事業に取り組むには数多くの課題がございます。まず、家畜排せつ物を原料とするバイオガス発電のうち、道内での導入事例はほぼ酪農部門になります。当町は、酪農主産地に比べますと乳牛の飼養規模が非常に小規模であり、生産戸数及び飼養規模とも減少傾向にあります。将来にわたり安定した飼養頭数が確保できなければ原料となるふん尿が不足し、施設運営に大きな支障を来すこととなります。また、バイオガスプラントの施設整備には多額の投資が必要となります。町内で酪農業を営む生産者の一戸当りの成牛飼育規模は平均40頭です。一般的に個別型バイオガスプラント事業で経済性を得られるのは、飼養規模200頭以上と言われておりますので、当町で整備を想定するのは複数戸による集約型バイオガスプラント事業となりますが、酪農主産地で約600頭規模

の施設整備を行った近年の先進事例では、全体事業費が約9億円、このうち国庫補助金は3億円で、残り6億円は起債と一般財源と聞いております。有利な財源を活用できる見込みとは言え、慎重な判断が必要と考えます。同様に、ランニングコストの問題もございました。当該事例では施設整備は市町村が行い、発電事業は酪農家で構成する法人が担っております。同様の方法、規模での実施を想定した場合、当町では15戸程度の生産者に参画をいただき、原料の提供と運営費用を負担していただくこととなりますが、生産者は町内に広く点在しておりますので、運営コストは高上がりになることが必定です。また、固定価格買取制度で売電が約束される期間は20年間となっており、期間満了後の収入減は免れず、運営法人の負担が大きくなりますので確実な収入確保対策が課題となります。加えて、ご指摘のとおり送電網の容量不足も大きな課題であり、現在道内では電気事業者との売電契約が結べないため、計画策定から数年が経過しても施設整備に着手できない状況が続いているようにございます。議員からご提言がありました電源接続案件募集プロセスは、この打開策として送電線の増強費用を電気事業者や、新たに発電を計画している事業者で負担し合う制度で、令和元年10月4日に開始されたところではありますが、いまだに募集要領は検討中とされ、具体的な工程や内容等は示されておられません。施設整備や運営費に多額の費用を要し、さらに負担となる増強費用がどの程度必要となるかは大変大きな問題でございます。早期決断をとということでございますが、以上のような課題のほかにも整理しなければならない事項は多々あるかと存じますし、適正な計画を立て酪農家の皆さまや生産者団体のコンセンサスを得るには相当の期間を要します。当町には老人ホームや診療所、小・中学校など、老朽化した公共施設の整備や防災対策など、優先して取り組まなければならない課題が山積している中で、バイオガス発電事業の取り組みを直ちに決断し、実施することは困難でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） ただいま町長からの答弁の中で、乳牛の飼養頭数のことの関係で、これだけの規模のバイオガス発電施設は難しいのではないかとのご答弁でございましたけれども、太陽の町政懇談会の際に、あの周辺にあります大規模な乳牛施設が町の肝いりで建設されております。その規模というのは目標が400頭で、現在の飼養頭数が400頭にちょっと満たない程度となっております。そういう点を考えますと、あの周辺はほかにも酪農家がございますので、規模的には興部町の施設クラスであれば十分稼働していけるのではないかとこのように考えております。そこで、北海道内における新エネルギーの活用については、全国随一の可能性があると言われております。資源エネルギー庁の第5次エネルギー基本計画では、10年後の2030年に向けて再生可能エネルギーを主力電源化していく方針が示されております。道内におけるバイオガス発電設備を数カ所見てまいりましたけれども、1メガワット以上のバイオガス発電設備も鹿追町と別海町で稼働いたしておりました。新冠町の希望では興部町の規模がちょうどマッチするのではないかと思います。

したので概要を申し上げますと、対象の牛の飼養頭数は 600 頭以下で、発電量平均は 150 キロワット、年間売電額は約 5,000 万円とのことでした。また、最近になり牛以外の水分量の少ない家畜排せつ物を利用した乾式のバイオガス発電設備も十勝管内清水町にできているようなので、馬などの排せつ物には有効ではないかと興味がございますが、まだ詳しいことは調査できておりませんので、有効のようでしたら別の機会に一般質問等で提案いたしたいと思っております。送電網の受け入れ容量不足につきましては、ただいま町長から申されましたけれども、緊急時の対応に支障を来さないために、既設の送電網設備容量のうちの 50%以内で通常運営されなければならないこととなっているためにあき容量はないのではなく、50%を緊急時のためにあけておかなければならない仕組みとなっているため、運用されている 50%の中に余裕ができた場合のみ、新規電力を先着順で受け入れるということになっております。ここで 2017 年度はどうであったかというところ、北海道のあき容量の平均は 50%のうち 7.9%となっておりますが、実際に利用されたのは再生可能エネルギー経済講座のコラムによりますと 14.5%でありました。この結果から推察すると稼働していない原発の容量分をあらかじめ供給量に組み込んでいるため、余裕がなくなっている可能性があり、実際には 14.5%しか利用されていないという結果となっております。相当の余裕が生まれている可能性があると思いますが、現在の受け入れ方法としては新たな空き容量が生じた場合に、あらかじめ申し込みのあった電力を先着順に受け入れるノンファーム型接続で受け入れることになっていて、これにより発電した電力をすべて買い入れるのではなく、電力に不足が生じたときの分のみ買い入れる不安定な受け入れ方針となっております。そこで、先ほど来申し上げました新たな電源設置案件プロセスが募集を行っているわけですが、新冠町以東の日高管内は道東エリアに属しております。ここでは応募の案件も含めた近隣の対策を立案し、それを共用する多数の系統連携希望者で対策工事費等を共同負担することで、設置希望者の工事負担金の低減を図るとなっております。問い合わせや申し込みがあった場合、説明会やホームページで詳細が公表されることとなっております。難しい問題が目白押しではありますが、新冠町の将来の畜産振興と幾ばくかの固定資産税の財源確保、働く場の確保にもつながると思いますので、まずは調査を始めさせていただきお考えはないか、再度お伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問にお答えいたします。

議員の家畜排せつ物の有効利用と環境への配慮については十分理解しますが、先の答弁でも申し上げたとおり、当町の産業形態からくる事業の継続性や受益者負担、あるいは議員ご指摘の現状での長期間にわたる調査期間を含めた送電網の問題と、多岐にわたって解決しなければならない課題と、議員からもいろいろご心配していただいた町財政を考えたとき、本件より先に解決しなければならない課題が山積している現状をご理解願いたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 町長の財政的な問題につきましては私も理解しておりますし、そのことについては了解いたすところでございます。ただ、本日の北海道新聞の中に平取町が木質バイオマス施設を建設し、病院と公民館に熱と電気を供給すると掲載されておりましたけれども、地材地消の取り組みは浦河町でも取り組むこととなっておりますし、これらは主に燃料を海外から輸入した石油などに頼らず、かかる経費を町内で循環させることで支払ったお金を海外の支払いにまで及ぶことなく、町内での調達により雇用の場が確保されたり、かかわる産業の活性化につながる効果も期待しているのではないかと思います。バイオガス発電設備はまさにその狙いにもあっていると思いますし、またこの地材地消のバイオガス関係の発電や熱の利用については、今後近隣の自治体等でも相当広がっていくことも考えられますので、最初からだめだということで取り組まないのではなく、機会を見て、折を見て、そういったことの利用価値等について再度検討していただくような考えはないかについて、しつこいようでも申しわけございませんが、質問いたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再々質問にお答えいたします。

木質バイオマス施設は方向性は同じであっても、方法的には根本的に全く違うと考えてございますし、原材料の安定供給という面では共通課題と考えてございます。加えて、おかれている環境や状況は各町それぞれでございます。繰り返しとなりますが、本件より先に解決しなければならない課題が山積している現状をご理解願います。

○議長（荒木正光君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。

次に、長浜謙太郎議員の公共施設等総合管理計画の進捗状況と個別施設計画の策定についての発言を許可いたします。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 2番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い、公共施設等総合管理計画の進捗状況と個別施設計画の策定についての一般質問をいたします。

平成29年3月、新冠町公共施設等総合管理計画が発行され3年が経過しております。この計画は平成26年の4月総務省からの要請により、現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって改修、更新、長寿命化などを計画的に推進するため策定し、基本的な方針を定めたものであり、期間は10年、その間当町取り巻く社会情勢等に変化が生じた場合に適宜見直しを行うとあります。一例を挙げますと、特別養護老人ホーム恵寿荘及び国民健康保険診療所は建てかえに係る概算費用のうち、町費負担分を平成31年度の将来費用に計上しますとも明記されております。推進方策における総合管理計画のフォローアップの中では3点書かれております。①総合管理計画で示した公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に関する進捗状況について評価を実施する。②進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には総合管理計画を見直す。③総

合管理計画を踏まえた個別施設計画等の策定を行う。そこで、建築年度、耐用年数、老朽度から考えるとまだまだ上回る施設もありますが、町民の関心が高く、かかわりが大きいと思われる以下の施設についての概要を伺います。新冠小学校校舎、第1期1976年建築後、44年経過、耐用年数は47年、老朽度85%、朝日小学校校舎、第1期1980年、40年経過、耐用年数47、老朽度77%、新冠中学校の校舎、第1期1972年、48年経過、耐用年数47年、老朽度94%、特別養護老人ホーム恵寿荘、1982年建築、38年経過、耐用年数47年、老朽度72%、国保診療所1970年、50年経過、耐用年数50年、老朽化92%、小中学校については令和元年12月の新冠町立学校あり方検討委員会の答申にて、早期の改築（新築計画）の策定が必要であると記載があり、また本年3月の教育行政執行方針においても学校施設の老朽化、教育施設全体の老朽化が進んできていることから、本年度に策定する新冠町義務教育課程適正規模、適正配置等基本計画と整合性をもつ教育施設の長寿命化計画の策定に着手する旨が書かれております。ちなみに、任期の総仕上げの年と掲げられた本年3月の町政施行方針には、診療所施設の老朽化による建物の改築問題は避けて通れない重要かつ大変難しい問題であるが、まずは診療所の経営安定を図った上で町民の皆様と協議、検討ができるような準備を進めてまいりたいとはありますが、恵寿荘については設備の更新を除き具体的な記述は見受けられません。日々刻々と施設の老朽化が進んでいく中、今後の財政状況もますます厳しくなることが予想され、明確なビジョンのもとでの計画遂行が迫られていると認識し、現時点での進捗状況と個別計画の策定について見解をお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員からご質問の公共施設等総合管理計画の進捗状況と個別施設計画の策定についてお答えいたします。

国において、公共施設やインフラの全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるとして、平成25年11月にインフラ長寿命化計画を公表し、さらに平成26年4月、総務省は各地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定を要請し、当町においても現状の公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって改修・更新、長寿命化などを計画的に推進するため、平成29年3月に新冠町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設及びインフラを管理していくための基本的な指針を定めたところでございます。計画の期間としては、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、40年間の将来推計に基づき平成29年度からの10カ年としてございます。町内にある公共施設の約40%は建築後30年以上経過しており、今後多くの施設が改修・更新を迎えることとなりますが、ご指摘の5施設について述べさせていただきたいと思っております。

まず、小・中学校施設についてですが、教育委員会において昨年5月に町立学校のあり

方検討委員会を設置し、小中学校の適正規模などに関する諮問を行い、同年12月に答申を受けているところで、答申の中に小学校の再編整備の検討や耐震は了しているものの、小中学校の早期改築計画の策定が必要である旨が記されており、これを受け令和2年度の教育行政執行方針において、本年度新冠町義務教育課程適正規模・適正配置等基本計画を策定するとの方針が示されてございますので、町といたしましては教育委員会の策定を踏まえた中で、学校施設の整備のあり方を検討してまいりたいと考えてございます。国保診療所施設につきましては建築後50年が経ち、施設の耐用年数ということもございますが、私が町長に就任し、町民の方々から声が寄せられていた早期の病床復活に精力を注いだところでございまして、議員がおっしゃられておりますが町行政執行方針において述べているとおり、まずは診療所の経営安定を図った上で町民の皆さんと協議・検討ができるよう準備を進めてまいる考えでございまして、特別養護老人ホーム恵寿荘につきましては、建築後38年が経過しておりますが、国保診療所より構造上からも比較的老朽度の面では低い状況でございまして、令和元年6月の第2回定例会の一般質問において恵寿荘の考え方を述べておりますが、待機者の状況やスタッフの確保の面からも適正規模を見極める必要があるばかりでなく、建設場所の適地の面からも慎重に取り進める必要があるものと考えている所であり、また多額の費用を要することが見込まれ、適正規模の見極めと財源の確保が必要不可欠と申し上げたところでございますので、現在もこの考え方につきまして基本的に変わってはございません。いずれにいたしましてもご指摘の施設を含め、大型事業につきましては大きな財政出動を伴うこととなるため、社会情勢や町民の方々のニーズを的確にとらえるとともに、さまざまな行政課題の優先度も考慮しながら慎重に進めていく必要があると考えてございますので、状況に応じ議会とも相談させていただきながら取り進めてまいりたいと存じます。

一方、総合管理計画を踏まえ個別施設計画につきましては、現在新冠町公営住宅等長寿命化計画、新冠町橋梁長寿命化修繕計画がございまして、他の施設の取り扱いにつきましては総合管理計画策定時に全施設の個票を作成し、以後毎年度修繕実績、改修・修繕計画など可能な限り内容確認を行っており、個別施設計画の基礎資料となりますこの個票の内容を発展させた各施設の台帳と合わせ、個別施設計画の策定がこれまで課題となっていたところでございますが、管内的に本格的な策定は少なく、道内の先進事例等の調査研究を行いながら今年度策定に向け、準備を進めているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 長浜議員、再質問ございますか。

長浜議員。

○2番（長浜謙太郎君） 答弁いただきありがとうございます。先ほどの同僚議員の質問の中でも町長がふれられておりましたとおり、優先度の高いというか、危機感をもってこの5施設について望まれているということは深く伝わってまいりました。今回のコロナ禍のような状況を除くと、人口ビジョンや財政シミュレーションというのが、計画の遂行を

見直しの指標となると思います。また、こういったものに基づくとおのずと取り組むべき事業の優先順位も決まってくることと思います。いつごろ、いつまでという着工時期や年次計画による将来費用の計上について、そしてどのくらいのものという施設の概要、予算規模について、どうやってという起債や補助金を活用するなどした財源の確保について、こういった情報を具体的に示すことができなければ町民はもとより、現場のモチベーションの低下も危惧されます。これまで以上に、積極的な情報発信と情報共有が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員の再質問にお答えいたします。

議員ご提言のとおり、個別施設計画の重要性についてはまちづくり上からも、財政推計上からも必要と認識しておりますし、現状においてお示しできないことを遺憾にも思っております。しかしながら、これを作成するに当たっては、そのときどきの国の方針や置かれた状況により、大きく左右されるものと思っております。例えて申しますと、町立学校においてはさまざまな方向からのあり方検討、避難所となる公共施設では津波や降雨量のたび重なる見直し、あるいは感染症対策、アイヌ新法との整合性など、診療所と特養においては町全体を見据えた福祉介護の総合的計画など、一朝一夕には進められない実態にあることをご理解願いたいと存じます。また、耐用年数とはあくまで税務上減価償却費を算定するものとされておりまして、建築の実際の寿命、老朽度年数を指し示すものではないとされておりまして、町立学校においては先ほど申し上げましたが、耐震補強や大規模修繕を、特養においても必要に応じて改修等を実施していることから、物理的には耐用年数は延ばせているものと思っております。いずれにいたしましても冒頭申し上げましたように、財政上からも計画の必要性は十分理解しておりますのは、できる限り早く計画を策定しお示ししたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○2番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

次に、氏家良美議員の第三セクターの今後についての発言を許可いたします。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 8番、氏家です。議長より発言の許可を得ましたので通告に従い、第三セクターの今後についてを質問いたします。

近年、第三セクターを指定管理者として選定することから、民間事業者を指定管理者として選定することによって、運営していこうとする自治体が見られます。当町においてもその考えから、新冠ヒルズにおいては4年前にその動きがあり、札幌の企業を新冠ヒルズの経営に入れ経営改善し、累積赤字を解消したのちに解散し、その後民間事業者を指定管理者として選定することを目的としていました。その後、札幌の事業者が経営改善に2年間入っていた間は微益ではありますがプラスの決算でありました。しかし、一昨年札幌の

事業者が撤退し、その流れはなくなってしまいました。一昨年度より元の体制に戻し、昨年度からはコンサルタントを入れての経営改善を行ってきたようですが、30年度は1,000万円ほどの赤字、31年度決算では1,800万円ほどの赤字で、累積赤字も4,300万円ほどに膨れ上がっており、2年間で累積赤字は3倍以上になっております。今後、このままの状況が続けば2年を待たず債務超過になる可能性もあります。このように、当町においても第三セクターの経営が時代に合わなくなってきた現状を考え、今後の当町における第三セクターのあり方について質問いたします。

1点目、今後運転資金などで大きな借入れを行う際、第三セクターが金融機関から町に対して損失補償を求められた場合の対応はどうするのでしょうか。2点目、今後経営状況が悪化を続けた場合、町としてどのような判断をするのでしょうか。また、その決断するのはどのような状況になったときでしょうか。また、決断する前に破綻という結果になった場合の町としての対応はどうするのでしょうか。3点目、議会議員が第三セクターへの経営上の意見を述べることはできずとも、ここまで経営悪化している第三セクターがある現状では、通常の営業計画を立てるだけでなく、詳細な経営改善計画を議会にも、町民にも示すべきと考えますが、その考えはありますでしょうか。4点目、新冠ヒルズは経営難と言わざるを得ない状況ではありますが、育成公社は一度損失補償はしましたが、現在は黒字の優良企業であります。育成公社への損失補償のときにも民間事業者へ移譲するということが計画され、結果的には交渉が途切れた経緯はありますが、現状の経営状態であれば民間への移譲も可能ではないかと考えるところです。将来的に当町の第三セクターである日高軽種馬共同育成公社、にかっぷホロシリ乗馬クラブ、新冠ヒルズの民間への移譲の考えはありますでしょうか。

以上、4点町長の見解をお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問の第三セクターの今後についてお答えいたします。

そもそも、第三セクターの定義については特に決まったものがあるわけではなく、一般的には政府や地方公共団体と民間企業とが共同で出資・出捐を行っている法人を第三セクターと呼んでいるもので、行政的には平成11年に旧自治省が示した第三セクターに関する指針がその定義の始まりとされております。当町におきましては、有限会社日高軽種馬共同育成公社、有限会社にかっぷホロシリ乗馬クラブ、株式会社新冠ヒルズの3社を第三セクターとして認識しているところであり、特にこの3社は、それぞれの持ち味を生かすため、町における地域振興上の中核施設である乗馬クラブ、軽種馬共同育成公社、温泉宿泊施設、道の駅の4つの施設を運営してきたところであり、先般23日に報告第4号から第6号として議会に経営状況の報告をさせていただいたところでもあります。その際にも申し上げましたが、当町の第三セクターの中には議員ご指摘のとおり、厳しい経営を強い

られている会社もあり、早急な改善の必要性を感じているところであります。そこで、まずご質問の1点目の損失補償を求められた場合の対応はということですが、町の財政状況が厳しい中において、安易な損失補償は当然戒めなければならないものとは考えておりますが、施設の存続が危ぶまれるような状況下においては住民サービスの確保の観点、従業員等の生活の保障、町内経済への影響など、多方面にわたる影響を十分に考慮しながら議会はもとより、関係者との協議を図ったうえで慎重な判断のもと、損失補償を含め長期貸付や指定管理料の見直しなど、助成の途はあるものと考えております。また、2点目のどのような状態になったときに、町としてどのような判断をするかについてですが、これは非常に難しい問題であり、一定の判断基準を示すことはできないものと思っております。最悪の想定は会社の破綻となりますが、そのような事態を招かないよう町としては当然万策を尽くしきる義務があります。まずは、いつから経営不振になっており、その原因はどこにあるのかをきちんと分析した上で、万全な対応策を講じたかが問われるのは当然のことと考えております。そこで、3点目のご質問にある経営改善計画の策定ですが、現在経営状況の厳しい株式会社新冠ヒルズにおいては、平成30年度及び令和元年度の2期連続で赤字決算となり、さらには新型コロナウイルス感染症まん延の影響で本年2月以降、売り上げ収入が激減したことから、4月に民間金融機関より運転資金の借り入れを行っております。このような状況において、出資者である町として株式会社新冠ヒルズの経営状況等を勘案し、経営健全化の取り組みが必要であると判断いたし、第三セクター等の経営健全化方針を策定し、議会への説明と町民への情報公開を図り、一層の経営健全化を後押しすることとしたところであります。この経営健全化方針の策定については、平成26年8月5日付け総務大臣通知による、第三セクター等の経営健全化の推進等についてにおきまして、経営状況等の把握、監査、評価、議会への説明と住民への情報公開、経営責任の明確化と徹底した効率化等及び財政支援の考え方の4項目の指針策定が求められております。また、これに加えて平成30年2月20日付け、総務省自治財政局公営企業課長通知の第三セクター等の経営健全化方針の策定についてにおいて、債務超過法人や地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人のほか、各地方公共団体において経常収支など、当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取り組みが必要である法人などに該当する場合は、経営健全化方針の策定と公表が求められており、新冠ヒルズは今年度この当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取り組みが必要である法人に該当すると判断したことから、経営健全化方針を策定することとしたものであります。なお、この経営健全化方針の策定にあたっては、策定主体は町であることから企画課が事務局となり、新冠ヒルズ総支配人・経営担当部長のほか、外部の企業経営専門家を構成員とし、9月中の公開を目指すこととしているところであります。4点目の第三セクターの民間事業者への移譲の考えはについてですが、当町におきましてはこれまでも民間事業者の参入を受け入れ、将来的な完全移行を目指した時期もありましたが、経営改善が図られることなく事業者が撤退するに至ったばかりか、その後の立て直しに多くの犠牲を払う結果となったところであり、一朝一夕

にはいかないものと認識しているところであります。今後においても、譲渡先やその継続性、施設補修を含む清算費用等も念頭に置きながら民間事業者への移譲を含め、慎重に取り進めなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 氏家議員、再質問ございませんか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 4点目の答弁で、現在は民間への考えは白紙であるということと私は理解いたしました。いずれにしましても、町が第三セクターをどこまでも維持していくのか、または民間へ譲渡していくのか、または第三セクターを解散して完全に町営にするのかの判断は、遅くとも債務超過の状態や破綻が予想される前に決めなければ施設を守れないのではないかと私は思います。そして、その決断をする時期である施設があると感じておりますが、改めて町長は現状をどのように認識し、施設を維持していこうとしているのか、見解を伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再質問にお答えいたします。

議員提言の民間への移譲につきましては、重要な選択肢の1つとらえておりますが、答弁いたしましたように、この実施に当たっては数々の課題も生じてまいりますことから、経営体の短期間での状況判断を怠ることなく、手順を踏みながら慎重に取進め、議会にお示ししてまいる所存でございます。いずれにいたしましても、第三セクターと指定管理契約を結んでいる各施設につきましては、吐出した企業の存在しない当町にあって、長年にわたり地域経済の中核として、また観光の柱として、あるいは町民の憩いの施設として十分に機能を果たしてきた重要かつ大切な施設と認識しております。またこれまでの間、国の目まぐるしい情勢変化や経済情勢の中、ときには損失補償で、あるいは形態の変更から個人出資を募るなど、議会の理解と町民の協力を得ながら訪れた幾度かの危機を脱し、運営されてきたものと承知しております。このような重要な施設であるがゆえに、そのときに合った形態に変化はあっても、新冠町にとって守っていかなければならないかけがえのない施設ととらえてございますので、先の答弁で申し上げたように経営健全化対策を図り、状況変化等が生じた場合は繰り返しとなりますが、その都度役員の理解を得た上で、議会とも協議を図りながら町民に開示してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○8番（氏家良美君） ありません。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前11時 1分

再開 午前11時13分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、ブロードバンド導入拡大へ向けての施策はの発言を許可いたします。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 8番、氏家です。引き続き通告に従い、ブロードバンド導入拡大へ向けての施策はについて質問いたします。

ことし初頭からのコロナ禍における外出自粛、町施設の使用制限、さらには学校の閉鎖等、本当に社会全体が停滞していると実感しておりました。特に、このコロナ禍において経済活動は停滞し、大きなダメージを受けており、当町においても町内経済は停滞してると言わざるを得ない状況でありました。現在は、緊急事態宣言も解除になり、徐々に活動が元に戻りつつありますが、まだまだ警戒が必要であると考えております。そんな中、当町では事業者への助成、町民へのマスクの配布などの政策的対策は迅速で、しかも政策とは別に新聞報道でもありましたが、恵寿荘で取り組まれたリモート面会、社会教育課におけるSNSを介した体操等の事業、学校教育においては新冠中学校の先生によるユーチューブの配信、さらにはド・レ・ミ園の先生が登園できない園児のためにDVDを作成し配付するなど、ほかにも目に見えないものを含め対応に忙しい中、町民のためにさまざまな当町独自の取り組みが行われ、これらの取り組みは町長の町民のためという思いが全職員に伝わっているという結果と感じました。コロナ禍は本当に大きな災害でまだまだ警戒は必要であります。今回新冠町のすばらしさがより際立ったと感じられ、本当に頼もしく感じられました。今後も新冠町民でよかったと思える町であり続けるために、私も一議員として一緒に考え、提案していきたいと考えています。

そこで、さきに申しました町の取り組みの中にもありましたが、町のインターネットを利用した取り組みを効果的にするために、町長がどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。このたび、二期にわたって全町に光回線整備が行われるわけですが、今回のコロナ禍でインターネット導入の有効性がより広く顕在化しました。当町においても、来年度には全世帯で接続が可能になり、光回線を利用した新たな取り組みができる土台ができ上がることとなります。しかし、光回線が敷かれたとしても、そこに接続しなければ宝のもちぐされとなります。やはり効果的な利用を考えるのであればより多くの世帯が接続し、行政運営にも活用できる体制をつくることが望ましいと考えます。今回のコロナ禍の中、利用方法としてよく報道されていたのは、オンラインによる授業やオンライン会議などで活用した自治体、団体がありました。今後においては、利用が見込まれる学生生徒、社会人はもとより医療、介護、買い物等の利用が見込まれる高齢者の利用も進めることが必要であると考えます。当町においても、この光回線整備の効果を最大限有効なものにするために、これを機に独自の施策を講じていくことが必要であると考えますので、2点伺いいたします。1点目、インターネットを利用した効率的な行政運営が望まれる中、インターネット普及に向けての取り組みはあるのでしょうか。また、行政運営における活用は

考えているのでしょうか。2点目、今回外出規制がなされた中、インターネットへの接続は社会全体でさらに必要性を感じました。また、特に学生生徒のいる世帯、高齢者世帯におけるインターネット導入が必要不可欠であると感じたのですが、それらの世帯のインターネット導入の際に助成するという考えはありませんでしょうか。以上、2点お伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員からご質問のブロードバンド導入拡大へむけての施策はについてお答えいたします。

情報化社会の著しい進展の中、平成24年度に市街地地域における光回線による高速ブロードバンド環境が整備された後、未整備地域におきまして、高速通信網の拡充に向けて整備要望がございましたことから、国の事業採択を受け令和元年度第1期工事が終了し、整備地域においてサービス提供が始まっているところでございます。第2期工事につきましても、今年度国の事業採択を受け6月24日に整備工事の入札を了し、後ほど請負契約にかかる議案を提案いたしますが、この2期工事をもちまして地域の方々の期待の大きかった光ファイバー基盤が整備されるところでございます。光回線の整備要望につきましても、光回線推進期成会や町政懇談会におきまして多くの要望があり、第1期整備地域の方々からは1日も早くサービス提供を受けたい旨の相談が町の方にございますことから、まずは整備要望や事前加入の申し込みのあった方々におきましては、導入が促進される場所と思っておりますし、加えて高速ブロードバンド環境における利活用は産業振興、地域振興をはじめ、日常生活面などさまざまな分野に及び、技術革新による機器の開発が進むなど利活用の拡大が図られ、利用度が高まると同時に高速通信サービスの普及が進むものと考えているところでございます。ご指摘の導入促進の施策、または普及に向けての導入費用の助成につきましては、多様な分野への利活用の広がりに伴い、行政サービスにおける活用面などから、アドバイスのことについて期を見て展開することは可能と思っており、いずれにいたしましてもサービス提供を受けるにあたっては、導入にかかる初期費用はもとより、月々の通信費の負担という問題もございますので、対象者それぞれの方において利活用面を十分考慮された中で、光回線によるサービスを導入するか否かを判断されるものと考えており、町といたしましては状況推移を見ながら導入にかかる施策や費用助成について、どこまで行政が手を差し伸べるべきなのかも含め、慎重な検討が必要と考えているところでございます。行政運営における活用につきましては、光ファイバー基盤整備により都市部や市街地と同等の通信サービス提供が可能となることから、地域に人を呼び込むための新規就農者、または地域から都市部に一度出た人たちに戻って来てもらう産業後継者など、U I J ターンの促進が期待されますし、防災面では地域住民の財産や命を守る手段として、防災監視カメラの設置や集会施設での公衆無線W i - F i の設置、教育面において町内の全校でI C T教育環境を整えることができ、情報格差に影響を受けない教育環

境が可能になります。また、町有牧野では繁殖牛の分娩等の管理において、センサー機器や監視カメラといった設備装備により、遠隔観察も可能になるなど近代化が図られ、加えて今般のコロナ禍において、都市部での企業活動に対する考え方の変化により、テレワークやサテライトオフィスの展開など、地方に目を向けられるといったこともあり、将来的に企業誘致も可能になると思っております。

以上、主な活用例を申し上げたところですが、情報化社会の進展によりさまざまな分野での活用が広がっていくと思っており、町として活用できる部分につきましては財政状況をかんがみ、積極的な検討を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 氏家議員、再質問ございませんか。

氏家議員。

○8番（氏家良美君） 当町では、省エネ促進のためにLED照明の普及を図るため助成しております。それと同じように、普及を図るためには同じように助成することが必要だと私は考えております。各家庭にインターネットを接続することによって、学校教育はもとより社会教育、保健福祉など、すぐにでも活用できることがたくさんあります。この光回線整備事業の効果を最大限に生かすためには、行政の後押しとして導入時の助成が必要だと考えております。町長の答弁で慎重に検討するということでもありますので私は期待しております。また、あわせて高齢者のインターネット導入の有効性もわかっているところですが、町長の答弁のとおり高齢者が導入するには敷居の高いのは事実であると思っております。そこで、現在行われている100歳体操などの会場にWi-Fiスポットとして整備し、防災時の使用も見据え、高齢者等に導入するきっかけとして使用してもらおうということは考えられませんか。町長のお考えを伺いたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、接続回線が多くなるほど事業効果が上がることは理解しますし、期待するところではございますが、当町の高度無線環境整備推進事業にありましては、ご協力を得ました接続希望調査件数に基づきまして採択されたものにとらえてございまして、整備は幹線だけでなく、接続希望に合わせた軒先までの計画としております。従いまして、利用者へはできる限りイニシャルコストがかからないよう配慮をした計画としたつもりでございます。また、さきの答弁でも申し上げましたように、初期費用や長期間に及ぶランニングコストが生じてまいりますので、利用するか否かは対象者の考え方しだいと思われまして、接続可能地域にあつては既に自費による工事や初機材購入等もしておりますので、平等性は行政の助成すべき範疇を勘案し、慎重に検討してまいり所存でございます。また、人が集まる場所に対しての助成につきましては、今後協議してまいり所存でございますので、あわせてご理解いただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○8番（氏家良美君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、氏家議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の環境問題とSDGsについての発言を許可いたします。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 3番、酒井益幸です。議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い、環境問題とSDGsについて質問いたします。

昨今、安価で丈夫で腐食しないプラスチックは包装材や容器など多種多様に加工され、私たちの日常生活には欠かせないほど、暮らしを快適で便利なものとなっております。ところが、日常生活から環境の観点から眺めるとプラスチックは欠点となり、町中の外に不用意にポイ捨てられたレジ袋やビニールなど、プラスチックごみが小川に入り、そして大川に合流して、やがては海に流れていく。一たび海に流出すると、海流と風の影響で世界中の海に散らばっていくこととなります。当町におきましては、不用意にポイ捨てられたレジ袋やビニールなどが側溝や排水に入ると海に流れていきます。また当町におきましては、道路わきにポイ捨てられたごみがあり、特に住宅地から離れた道路わきのポイ捨て、レジ袋やビニールなどの小さなプラスチックごみが風に乗って散らばって、放牧地などに落ちて見た目も悪く、牛や馬などが捕食してしまうと健康上問題が起きる可能性も考えられます。町内各地域でごみ拾いを自治会や企業の協力をいただき、担当職員も対応に当たっておりますが苦慮している実態をかんがみまして、昨年ばい捨てに関する苦情の声を直接お聞きしまして現場を確認いたしました。町道わきのポイ捨てごみは本年4月末に清掃活動を実施されたと伺いましたが、すぐにまた捨てられていました。6月20日に私を含めて協力者2名と1時間ほどかけて清掃活動を行いました。飲食ごみなどのごみ、レジ袋、吸い殻、空き缶等が総重量で6キログラムほど拾いました。不特定多数の利用によるばい捨てが常態化しておりまして、自治会や協力企業、担当職員も定期的に清掃活動をしておりますが、看板の設置場所ですえも目が行き届かなければポイ捨てされてしまいます。当町の今後におきまして、人口減少を見据えた新たな美化運動や検討、町外から訪れた方々にも美化意識が伝わる施策が必要であると考えます。

北海道環境基本計画におきましては、よりよい環境未来へ引き継ぐ環境重視社会を構築するための道筋といたしまして、1.地球環境の保全に地域から取り組める循環型社会の実現。2.人と自然が共生する社会の実現。3.道民が健康で安全に生活できる社会の実現。4.快適な環境が形成され心の豊かさが感じられる社会の実現を目標に、各種施策に取り組む道筋があります。札幌におきましては、札幌市たばこ及び空き缶等の散乱防止等による条例、いわゆるポイ捨て防止条例を制定しており、制定の経緯はさまざまな啓発活動を中心に、町内会や商店街などの地域の方の清掃活動やアダプトプログラムは、市民と行政が共同でパートナーシップのもとで行う清掃活動ということでもありますけれども、その機運が高まっております。残念ながらその反面、道路にはたばこの吸い殻や空き缶など散乱が後をたたない現実があります。特に、雪解けには捨てられたごみがあり、新しいスタートを台無しにしてしまうことにつながっていたようです。ポイ捨て防止条例が平成16年12

月に制定されておりますが、この条例が市民の心に定着して一人一人が誇りに思える札幌市であり続けるように、皆さんに協力をお願いする条例であると伺っております。小樽市では、ポイ捨て防止街をきれいにし隊を結成して住民との協働で美化活動を実施しています。地域に誇りをもっておられるから奉仕の心で活動されています。北海道環境美化促進地区の指定は、室蘭市イタンキ浜や芽室町東芽室地区、函館市歴史的な町並み西地区であります。当町におきましては、高江駐車公園から眺めた当町は、自然との共生と広大な牧場や町並みはかけがえの財産であります。日高自動車道延伸に伴いまして、交通量がふえることや環境で訪れる方が予想されます。新冠川下流域のサラブレッド銀座、大富から河口付近海岸までは当町を象徴する景観でありますので、新冠川下流域を北海道環境美化促進地区として検討すべきと考えます。

次に、SDGs 持続的な可能な開発目標の質問であります。現在、朝日新聞社の調査でSDGsを聞いたことはあるが32.7%、詳しく知っているが18.0%でありますけれども、2015年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された2030年を目指して解決すべき課題を明らかにした17の目標と、169のターゲット232の指標が定められております。17の目標では、SDGs 1、貧困をなくそう。SDGs 2、飢餓をゼロに。SDGs 3、すべての人に健康と福祉を。SDGs 4、質の高い教育をみんなに。SDGs 5、ジェンダーを平等に実現しよう。SDGs 6、安全な水とトイレを世界に。SDGs 7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに。SDGs 8、働きがいも経済成長も。SDGs 9、産業と技術革新の基盤を。SDGs 10、人や国の不平等をなくそう。SDGs 11、住み続けられるまちづくり。SDGs 12、つくる責任使う責任。SDGs 13、気候変動に具体的な対策を。SDGs 14、海の豊かさは守ろう。SDGs 15、陸の豊かさを守ろう。SDGs 16、平和と公平をすべての人に。SDGs 17、パートナーシップで目標達成しよう。1から17までの体制づくりに関する目標であります。このように貧困や保健医療、教育、開発目標、持続可能な開発に関する世界共通の目標であります。実際に、国や自治体の施策におきましても教育、男女差別などジェンダー、エネルギー、成長、雇用、持続可能な都市、不平等の解消など、具体的な課題が含まれております。3つの観点もあります。公正、共生、循環があります。公正では環境問題で先進国は経済発展をし、CO2を排出して豊かな生活を享受しているが、途上国では貧困などの問題があり、CO2の問題で経済発展を阻害する。共生では誰一人残さない。この場合女性、子ども、障がい者、高齢者などの、最初に考慮すべき考え方です。3番目の循環でありますけれども、CO2を世界中で排出して森林の大量伐採で酸素の還元が追いつかないことや、プラスチックごみが分解されにくく、日常生活で使われるレジ袋などが細かく砕かれ、マイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、魚が誤食してしまい蓄積され人間が食べています。海洋生態系への混入が世界中で問題となっています。以上のことから、当町におけるSDGsの観点から環境問題に当たっては、環境保護の知識や道徳性を身につけること及び環境美化に対する施策が必要であると考えます。また、必要なSDGsによる持続可能な開発の目標を学び、

探究心を持ち続けることで持続可能な町民の意識向上と町づくりに対する意欲や心の財産につながると考えます。将来的に豊かな心で住み続けられるまちを残したいと考え、環境問題に関する施策が必要であると考えます。4点質問いたします。1点目は、SDGsの講演会や研修会で持続可能なまちづくりの魅力や環境問題など、スキルアップを図ってはどうか。2点目は、ポイ捨て条例制定の考えは。3点目、新冠町きれいにした隊結成により、自治会との交流も兼ねて美化運動の考えは。4点目は、新冠川下流域周辺、隣接する海岸までを北海道環境美化促進地区にしてはどうか。

以上、町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井益幸議員からご質問の環境問題とSDGsについて、お答えいたします。

1点目のSDGsの講演会や研修会で持続可能なまちづくりの魅力や環境問題などのスキルアップを図ってはどうかについてでございますが、SDGsとは2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて記載された、2016年から2030年までの国際目標であり、貧困や飢餓から環境問題、経済成長や教育、ジェンダー平等などまで幅広い課題が網羅され、豊さを追求しながら地球環境を守るため、17項目のなりたい姿と169項目の具体的な達成基準が設定されているところでございます。また、政府はSDGsの推進に積極的な自治体をSDGs未来都市に選び、昨年までに全国で60自治体を選定し、今年も30自治体前後を追加する予定であるとのことで、北海道内では環境に配慮した持続可能な森林経営を認める国際規格を取得した上川管内下川町と、小さくても美しくて便利なまちを掲げた後志管内ニセコ町、地球温暖化対策に積極的に取り組み環境首都を名乗る札幌市と、北海道のあわせて4自治体が選ばれておりますが、地域での自主的、主体的な行動の積み重ねが地球規模の課題解決につながるものと考えておまして、現時点では地域住民に向けてのSDGsの研修等の企画をしてはございません。

2点目のポイ捨て防止条例制定の考えはについてでございますが、新冠町生活環境保全及びリサイクル推進に関する条例の中で、飲・食料容器等の散乱防止について規定されているところではありますが、現状においては道路等にポイ捨てされている空き缶やペットボトルが見受けられることも認識しているところでございます。これらは不法投棄にあたり、刑法に触れる犯罪行為になるわけですが、個人の特特定ができないものが多く、警察に通報しても検挙できない場合がほとんどであり、このような中でポイ捨て防止条例を制定し、罰則等で効果が期待できるかどうか慎重に検討して行かなければならないととらえており、何よりも大切なことは町民一人ひとりのモラルの向上を図り、マナーとして定着するよう地道な啓発活動により促すことが肝要と考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の新冠町きれいにし隊結成により、自治会との交流も兼ねて美化運動する考えはについてでございますが、現状において町内では毎年複数の自治会が春先に清掃活動を行っており、町ではごみ袋の提供や回収の支援を行っているところでございます。また、条例に基づき各自治会から1名ずつ生活環境保全推進員を推薦していただき、地域のパイプ役として環境保全、リサイクル活動の推進、ごみの不法投棄、危険空き家等の情報提供の協力をいただいているところでありますので、役割の重複の観点からも新たな団体を結成することは、いまのところ考えてはございません。

4点目の新冠川下流域周辺、隣接する海岸までを北海道環境美化促進地区に制定してはどうかについてでございますが、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例に基づき、道内では函館市西部地区歴史的まちなみ保存環境美化促進地区、室蘭市鳴り砂海岸環境美化促進地区、芽室町東芽室地区環境美化促進地区の3地区が、平成16年に北海道の環境美化に対する取り組みのモデル的な役割を担う地区として、環境美化促進地区の指定を受けたことは承知しているところでございます。指定の要件として、現に空き缶等の散乱が著しいこと、自然公園地域等の美化清掃に努める必要がある地区であること、観光地等その利用者が多いこと、隣接する市町村等の合意が得られていること、道と連携を図り町民、各種団体事業者等さまざまな機関との協働により事業を推進して行くこととなっており、当町といたしましてはいまのところその指定を受ける考えはありませんが、議員ご提案の重要性は認識しておりますので、今後におきまして地域住民の要望や必要性が高まれば保全環境等を勘案の上、検討してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 酒井議員、再質問ございませんか。

○3番（酒井益幸君） ありません。

○議長（荒木正光君） 引き続き、津波被害における避難所運営についての発言を許可いたします。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 3番、酒井です。引き続き、議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い、津波被害における避難所運営について質問いたします。

このたび、内閣府が本年4月に公表した道東沖の対馬海溝沿いと日高沖以南日本海溝沿いの2つの巨大地震による、マグニチュード8以上の津波での浸水想定では、北海道太平洋沿岸各地域で最大級の想定で発表されました。特に、日本海溝のうち日高沖から岩手県沖の領域で起きる巨大地震モデルの津波想定では、日高管内に津波第一波が30分以内に到着し、二波、三波派到着し、当町におきましては最大級で10メートルを超える津波が想定されています。今までこのような大津波の経験がなく、過去の大津波は17世紀にあったとの痕跡が残っておりまして、300年から400年以上経過していると堆積物で推測されています。当町役場庁舎は海拔6.6メートルで、庁舎30センチの浸水想定で考えますと、新冠市街地及び節婦市街地のほとんどが浸水すると思われませんが、まずは高台にある避難所に一時避難を最優先しなければなりません。その上で、住民の命を守る避難体制や避難

所運営が求められます。また、人命救助最優先と役場庁舎が浸水すると機能不全に陥ってしまう場合も考えられます。今回の想定では、厚真発電所が浸水想定でブラックアウトへの恐れもあり、備蓄品の配備も必要と考えます。今回の想定をかんがみまして、防波堤復旧工事や堤防かさ上げ等の検討と対策も必要であります。また、毎年行われています新冠町防災避難訓練におきましても、当初より参加数も減少傾向でありますので、命を守る避難訓練でありますし、あらかじめ自治体との協議を含めた避難訓練における避難マニュアルの手順に物資を送ることや避難所への物資の配備、施設の設備確認、施設管理側の役割や避難所運営は昼夜での対応が求められるため、ボランティア体制の確認、非難者健康状態の確認、炊き出しや温かい飲み物の提供、避難者年代もさまざまな状況を考慮して留意すべき点も多くあります。避難所における心のケアも必要でありますので、避難所マニュアルに沿った避難所を開設実施訓練が必要であると考えますので、3点質問いたします。質問の1点目は、津波被害により庁舎約30センチ浸水を想定して新冠市街地、節婦市街地の避難所は何か所で、どこの避難所運営を想定しているのか。質問の2点目は、食品飲料備蓄品と日数はどのぐらい想定をしているのか。質問の3点目は、津波を想定した避難訓練後における避難開設訓練を協働により、対象となる自治会で行うべきではないか。

以上、町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井益幸議員からご質問の津波被害における避難所運営について、お答えいたします。

このたびの日本海溝・千島海溝の巨大地震モデルでは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、平成18年に策定された日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で想定していた地震規模を超えたため、新たに過去6,000年間における津波堆積物資料をもとに、岩手県沖から日高地方沖合の日本海溝モデルにおいてはマグニチュード9.1、襟裳岬沖から東の千島海溝モデルにおいてはマグニチュード9.3の最大クラスの地震発生を想定し、各市町村の最大沿岸津波高と各役所における最大浸水深などが公表されました。報道でもご承知のとおり、新冠町においては役場庁舎の最大浸水深は0.3メートルとされており、管内の近隣自治体と比較しても低い数値ではあるものの、津波の恐ろしさを考えると数値の多少ではなく、警戒すべきものと判断しております。今回の公表を基本とし、北海道において有識者による検討を踏まえ、津波浸水想定を設定することとなることから、その結果を踏まえ、今後当町の避難計画等を修正することとなることをまずご理解いただきたいと存じます。

さて、1点目の新冠市街地、節婦市街地の避難所は何か所でどこの避難所運営を想定についてでございますが、毎年沿岸部の自治会参加で行っている大津波に対する避難訓練で実践しているように、市街地地区の避難箇所は氷川神社、泊津高台、判官館森林公園、サラブレッド銀座駐車公園の高台と役場庁舎、新冠小学校体育館、本町多目的センター及び

朝日小学校とし、節婦地区では海淵宅前、節婦神社、ホシリ乗馬クラブの高台と節婦体育館、大狩部地区は大狩部生活センターを避難場所と想定しております。また、災害の危険がなくなるまでの期間及び災害により自宅へ戻れなくなった方々が滞在し、一時的に生活する避難所を想定している施設については本町多目的センター、新冠小学校、節婦体育館、大狩部生活センターに加え、朝日小学校としております。

2点目の食品飲料備蓄品と日数に関するご質問ですが、先ほど避難所としてあげている施設と防災備蓄倉庫とに、保管場所をそれぞれ分散し市街地地区、節婦地区、大狩部地区を対象に、3割の住民の方が3日間避難生活できる数量を保管しており、飲料水、食糧、簡易トイレ、トイレットペーパー、発電機や暖房器具、毛布等に加え、この度の新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、消毒液なども準備しております。また、アレルギー対応の食事や紙おむつなど、近年各地で開設された避難所運営で不足していたというものも追加し、備蓄を増やしていておりますが、これで十分かどうかは今後も継続的に検討し補充していくこととしております。加えて、国からのプッシュ型の支援物資の供給体制が整っていることから、これらも活用する方向で取り組んでいきます。

最後に、3点目の自治会と共同での避難所運営訓練についてであります。避難所運営は職員が各避難所において実践していくこととなり、現在は新型コロナウイルス感染症対策を含めた避難所運営が必要となることから、7月中を目途に北海道日高振興局の協力をいただき、まずは職員で避難所運営の訓練を実施する予定としておりますので、その結果を踏まえ自治会を含めた町民の方々と訓練をすべきかどうかを判断したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 酒井議員、再質問ございますか。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 3番、酒井です。今回の事前調査により、食料飲料等の備蓄品の中で乳児用ミルクがありませんでした。自治体での備蓄におきましては乳児用ミルクは必要でありますけれども、粉ミルク及び最近では液体ミルクがありまして、お湯を必要とせずに安全であると聞いております。また、使い捨ての哺乳瓶、カセットコンロ、電気ポットなどを用意しなければならないと考えます。当町におきましては、乳児の命を最優先で備蓄しなければならないと考えますが、備蓄に関してはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問についてお答えいたします。

先ほどのご答弁で申し上げましたが、今後も継続的に検討し補充をしていくとしておりますので、ご提言のありましたものにつきましてもその中で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

○3番（酒井益幸君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 12時57分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、但野裕之議員の感謝状の贈呈についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので通告に従い、感謝状の贈呈について質問いたします。

近年、企業は地域社会と密接不可分の関係にあり、地域が良くなれば自社の経営環境の向上につながるとの考えから、地域社会に貢献する取り組みが重要視されています。もちろん雇用創出や納税を通じて地域社会に貢献しているという考え方もできますが、義務である納税などによって地域貢献を果たすことだけで満足するのではなく、もっと積極的に取り組みたいとのことから、地域社会に貢献する企業が数多く見られるようになっています。このような企業の社会貢献活動に対して、感謝を込めた感謝状の贈呈が新聞等で報道されています。最近ではコロナ禍の中、マスクや消毒液などを寄贈してくださった企業、団体、個人などへの感謝状贈呈の報道を頻繁に目にする機会が多く感じられます。当町においても、同様の寄贈を受けていますが町広報、新聞等で感謝状を贈呈している記事を見ることもなく、ほかの市町村と比べて感謝状を贈呈していないように思われます。ほかの市町村においては、感謝状贈呈の条例や規定を設けていますが、当町には表彰条例はあるものの、感謝状贈呈に関する条例や規定を設けてはいません。条例がなければ規定によって表彰することができますが、規定がないということで表彰を判断するそのときどきの町長や教育長の判断になります。同じ寄贈行為においても表彰対象になったり、ならなかったりする可能性があります。このようなちぐはぐな対応を防ぐためには条例制定をしないまでも、規定を明文化するだけでも対応可能と考えます。感謝状を贈呈し、感謝を表すことは町民に対して寄贈などをした企業、団体、個人の善行の周知がなされ、表彰者に対し畏敬の念を起こさせることとなります。一方、企業においては地域にとって必要な企業だと思われることで、おのずと企業経営にも好影響があるものと察します。感謝状贈呈により、町民や町内の業者など、町に対しての協力がより活発になり、町もより良くなると思われれます。感謝状贈呈の現状と贈呈の要件はどのようになっているのか、町長の所信を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問の感謝状の贈呈についてお答えいたします。

まずはじめに、当町における感謝状の贈呈にかかる規程の策定状況について申し上げます。当町では、現在町表彰条例による表彰規程は設けているものの、感謝状の贈呈に係る規程は平成15年台風10号災害の際に、いただいた寄附に対する感謝状の贈呈に係る規則を設けて以来、策定していない状況にあります。しかしながら、これまで企業による自発的・自主的な公共施設の清掃や草刈り、駐車場の補修や区画線整備などの地域貢献活動に対しましては、感謝状やお礼状の贈呈を行っており、令和元年度におきましては14件、今年度は現在まで4件の贈呈の実績がございます。また、ふるさと納税を含む金品の寄附をいただいた際には寄附額にかかわらず、お礼状を差し上げているところであり、ご質問にありましたこの度の新型コロナウイルス感染症対策におきまして、マスクや消毒液等を寄贈していただいた方に対する感謝状の贈呈の状況につきましては、当町におきましても多数の方々よりマスクや消毒液、体温計などをご寄贈いただいておりますが、そのご寄贈に対しましてはお礼状を差し上げるとともに、町広報において町民のみなさまにお知らせすることにより、町の感謝の気持ちをお示ししているところであり、現時点におきましては感謝状に関する規程がないことから、寄贈された方のご意向も確認しながら私の判断のもと、必要に応じ感謝状を贈呈させていただいているところでありますが、どのような事柄が感謝状の対象となるかといった明確な判断基準の必要性を感じ、現在規程の整備を進めているところであります。規程の詳細につきましては現在のところ検討中でございますが、感謝状等の贈呈の要件といたしましては、町表彰条例の規程に基づく表彰に該当するものを除き、町に対して金品の寄附をした方及び地域貢献の活動などにより町政の振興、町民の福祉の増進に寄与された方を対象とする予定としております。この感謝状の贈呈規程の策定によりまして、町政の振興及び町民の福祉の増進に寄与された方々に対して、町の感謝の気持ちを確実に届けることができるものと考えておりますし、また感謝状の贈呈により議員ご提言のとおり、地域に対するさらなる協力が生みだされ、地域をより元気にする活動が促進されることを期待したいと存じます。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 引き続き、避難所の感染防止対策についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 引き続き通告に従い、避難所の感染防止対策について質問いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、災害で非難する際に密閉、密集、密接の3密の回避が難しい避難所での感染防止対策が急務となっています。当町においては、避難所運営マニュアルが策定中で、この状況下で災害が発生した際の対応について当然検討されているものと思われませんが、町長をはじめ、担当者は頭を悩まされていることと思います。避難所となる体育館や公民館などは、感染拡大につながる3密の要件を満たしやすい環境

にあり、クラスター感染集団者が発生することも懸念されます。一方、感染リスクを避けて知人や親類宅などに身を寄せたり、車中泊などを選択するなどして避難先の多様化も見込まれ、その対応も課題となります。政府は5月29日に国や自治体を実施する災害対策を示した防災基本計画を改定しています。防災基本計画は災害対策基本法に基づき、国や地方自治体に取り組む基本的事項を定めた計画で、地震や風水害、火山災害といった項目ごとに予防や応急対策や復旧の手法を明記しています。各自治体はこれに沿って地元の事情を加味した地域防災計画をつくるものです。近年は、台風や地震など大規模災害が相次ぎ、教訓を踏まえた改定を繰り返していますが、新型コロナウイルス感染が拡大したのを踏まえ、避難所の過密を抑えるなど、感染症の観点を取り入れた対応が必要として改定が行われています。災害基本計画のポイントは、1点目、避難所にはマスクや消毒液も備蓄。市区町村は感染者発生時の対応を検討。2点目、住民の密集回避へホテルなども活用して避難所を増設。3点目、安全な場所にいれば非難は必要ないなど、水害への理解を促進。4点目、豪雨や暴風の場合企業はテレワークなどを実施となっています。また、道は2018年9月の胆振東部地震を教訓に進めてきた避難所運営マニュアルに急遽コロナ対策を反映させ、感染対策を加えた市町村向け避難所運営マニュアルの改訂版をまとめています。その中で、避難所の衛生管理や間隔の確保をはじめ、災害時の避難行動としてマスク、消毒液、体温計の持参を呼びかける内容となっており、自宅療養など既存避難所以外の避難先確保も検討することなどを盛り込み、5月に各市町村に通知しています。当町はいまだに避難所運営マニュアルが未策定であります。ほかの自治体では既存のマニュアルを改定する動きを見せ、既に感染対策を取り入れた避難訓練を実施している自治体も見受けられます。感染症に対応したマニュアルを早急に策定すべきと考え、次の3点について質問いたします。1点目、避難所運営マニュアルの進捗状況は。策定するまでの間、道のマニュアルで対応すべきではないのか。2点目、3密の回避等の感染対策は。3点目、7月に行う道主催の市町村職員対象の避難所運営訓練に何名を出席させるのか。また、その成果を生かした3密回避の避難訓練を行うべでは。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からご質問の避難所の感染防止対策について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて避難所における感染防止対策については、避難所運営ばかりでなく災害対策本部のあり方や災害ボランティアの派遣受け入れ、ボランティアセンターの運営など、多岐にわたってこれまでの考え方を一変させる考え方が示され、関係機関からの通知文書は30を超えるものとなっており、その1つに、1点目の質問にある避難所運営マニュアルがあります。当町におきましては、地域防災計画の中で災害種別ごとに避難場所や避難所を指定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が全

国的な広がりを見せる中、避難所の運営についても大きく見直しを図る必要が出てまいりました。このため、本年5月に北海道から避難所マニュアルが提示されたほか、さまざまな機関から避難所運営に係る新型コロナウイルス関連の通知が発出されておりますが、それぞれ重要な項目があるものの量が多く、現在情報を整理しているところであります。しかしながら、これらの整理には今しばらく時間を要するものと思われませんが、これから出水期を迎えるにあたって災害がいつ発生するか分からない状況にありますので、とりあえずは議員ご指摘のとおり、道のマニュアルを一部見直しながら暫定的な町のマニュアルとして活用することとしております。

2点目の3密回避等の感染対策はについてですが、避難所において密集、密接、密閉の3密を避け、感染拡大防止を図るためには、避難者を分散させることが最も効果的であると言われております。当町の避難所につきましては、収容人数によっては3密を避けられない場合も想定されますことから、災害の発生状況によっては被災を受けていない施設を新たな避難所として活用する避難所の分散開設を検討しているところであります。また、最近有識者の間では、あえて避難せずに住宅に留まる在宅避難や親戚や知人宅へ身を寄せる縁故避難、車中泊についても容認する見解が示されており、さらにはホテル等への避難など、多様な避難方法が提言されておりますので、被災の状況を見ながら柔軟な対応をとってまいりたいと考えております。

3点目の7月に行う道主催の市町村職員対象の避難訓練に何名を出席させるのか。また、その成果を生かした3密回避の避難訓練を行うべきではについてですが、北海道に照会したところ、今年は新型コロナウイルスの影響もあり、現時点で広く市町村職員を対象に実施する避難訓練や研修会の開催予定はないとのことでありましたが、今後開催されることとなった場合には、出来る限り職員を出席させたいと考えております。また、先ほどの酒井議員への答弁と重複しますが、避難所の分散開設に対応するため、職員を対象にした避難所開設の訓練を北海道の指導を受けながら実施することで取り進めているところでありますので、ご理解願います。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 3点目の7月に行う道主催の職員の避難訓練ですけれども、今町長答弁ではないという答弁でしたけれども、道新の報道によりますと7月には予定するということがありましたけれども、その記事は間違いであるという認識でよろしいのでしょうか。それともう1点、避難所で検温に担当職員が対応すると思うんですけれども、よその避難所での実施訓練見ますと、検温する担当職員はフェイスシールドを使って検温しているのがほとんどそのような状況見られますけれども、今回の備品購入の部分ではフェイスシールドはなかったんですけれども、そのフェイスシールドの部分は購入予定をするような形をとるといってよろしいのでしょうか。2点お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再質問にお答えいたします。

北海道新聞の報道についてでございますが、これにつきましては北海道新聞に確認したわけではございませんが、町といたしまして道に直接聞いた中でそういう返事があったものですから、お答えさせていただいております。また、フェイスシールドの件でございますが、今もいろいろと町の中で検討協議してございますので、そういった中でその重要性も十分認識してございますので、あわせて検討することとしてございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） フェイスシールドの関係につきまして、事務的な話なので私の方から答弁させていただきます。6月1日に行いました臨時会の補正予算の中で予算をつけまして、既に購入して準備を終わっております。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 最後の質問です。いずれにしましても細やかな課題、問題点を指摘してはきりがありませんけども、細部にわたり検証を重ねることが重要で、万全を期した対応が必要かと思われまます。早急に避難運営マニュアルを策定し、町民に対して避難手順の周知徹底、この部分だけでも町広報紙などで最低限の情報を提供して、有事に備えていただきたいと思っておりますけども、どうでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再々質問についてお答えいたします。

先ほどの酒井議員からの質問でもお答えしましたが、北海道において有識者による検討を踏まえ、津波浸水想定を設定することとなります。そういったことを踏まえまして、検討してまいりたいというふうに考えてございますので、あわせてご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（荒木正光君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第34号

○議長（荒木正光君） 日程第3、議案第34号 令和2年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いをいたします。

事項別明細書の11ページをお開きください。

歳出の1款議会費から質疑に入ります。1項議会費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、2款総務費に入ります。13ページから14ページ、1項総務管理費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、15ページ、2項徴税費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3項戸籍住民基本台帳費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、3款民生費に入ります。16ページ、1項社会福祉費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、17ページ、2項児童福祉費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、4款衛生費に入ります。18ページ、1項保健衛生費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、3項水道費に入ります。水道費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、5款農林水産業費に入ります。19ページから20ページ、1項農業費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、21ページ、2項林業費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、3項水産業費。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 18節負担金補助金の部分で質問いたします。この部分の説明で、国の補助が減額されたとの説明ですが、その理由は。もう1点、この事業は当初予算では79万円の事業で、うち38万8,000円が特別交付税措置されてるものですが、今回この特別交付税が減額されたものと理解していいのか。それともう1点、このことによる事業内容、事業費の変更はあるのか、この3点お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） まず、ご質問1点目の国庫補助金が減額になった理由でございますけれども、この事業は提案理由でもご説明したとおり、北海道の水産多面的機能発揮対策協議会というところに国、道、関係市町村がそれぞれ負担金を支出して、事業主体に交付されるものでございます。その中で、今回国費が減らされた理由につきましては、この協議会が水産庁とたび重なる交渉をしたんですけれども、国の予算の都合上ということで詳細な点までは把握はしてございません。それから、2点目の30万8,000円特別交

付税につきましては、これは減額にはなりません。3点目なんですけれども、今回国費が減少になりましたけれども、町としてはその分事業量は例年と同様の5ヘクタールの耕運をしたいということがありまして、今回町費で上乗せをして実施をしたいという考えでございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、6款商工費に入ります。22ページ、1項商工費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、7款土木費に入ります。23ページ、1項道路橋梁費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、2項河川費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、24ページ、3項住宅費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、4項下水道費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、9款教育費に入ります。25ページ、1項教育総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、2項小学校費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、26ページ、3項中学校費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、27ページ、4項認定こども園費。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 17節の認定こども園備品購入についてお伺いいたします。空気清浄機を購入されるという説明だったと思うんですけれども、詳細なその性能や能力はどの程度のものになるのかをお願いします。

○議長（荒木正光君） 湊管理課長。

○管理課長（湊昌行君） 今回購入いたします空気清浄機でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策として、今回国において100%の補助をもって整備を図るものがございます。空気清浄機でございますけれども、国の対象となる機種というのがある程度絞られてまして、HAP Aフィルターというフィルターを装備した空気清浄機でなければ対象とならないということがございますので、そのHAP Aフィルターというものを配備した

空気清浄機を配備するものでございます。このフィルターですけれども、空気中の塵をろ過して清浄化するエアフィルターで、0.3 マイクロメートルの微粒子の除去率 99.97%以上のものと規定されておりまして、浮遊するウイルスですとか、アレルギー物質そういうものに効果があるとされております。そういったものを整備したいというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、28 ページから 29 ページ、5 項社会教育費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、30 ページ、6 項保健体育費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、7 項学校給食費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、前に戻って 9 ページをお開き下さい。歳入に入ります。歳入はページごと一括して行います。

13 款国庫支出金、14 款道支出金、2 項道補助金、3 項道委託金、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、10 ページ、16 款寄附金、17 款繰入金、19 款諸収入、ありませんか。

竹中議員。

○6 番（竹中進一君） 指定寄附金のことについてお伺いいたします。今回予定されていたより 3,206 万円の増加ということでございますけれども、この増加した要因というのはどうということが考えられるでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 指定寄附金の 3,206 万円の増額理由ということでございますけれども、主にはふるさとづくり事業指定寄附金のうちのふるさと納税分ということでございまして、これにつきましては新たにポータルサイトを 2 カ所開設をしたこと、あるいはこの時期のキャンペーンにうまくはまってと言いますか、この時期応募が殺到したというような状況から、補正をさせていただいたということでございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6 番（竹中進一君） 先ほどの一般質問の町長とのやりとりの中でも、この事業によって町の職員がお礼状等の差し出し等やっているとございましてけれども、これがもし近隣の町のように億を超えるようなことになった場合に、お礼状を出すとかそういうことに対する人的な労力的というのは負担にならないのかという、嬉しい悲鳴でたくさんふえていただくことは結構なわけですが、その点についてはどこまで対応できる状況

でしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） おっしゃられたとおり、現在担当職員1名でこれを担当しておりますけれども、非常に件数が多くなってきておりますので、非常に忙しい思いをしてるのは実態でございます。いつまでこの状態でいけるのかというのは非常に厳しいかなというふうに思っておりますので、現在業務の改善について検討している最中でございます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員。

○6番（竹中進一君） 以前から同僚議員からたびたびこのことについての質疑、一般質問等ございますけれども、これが件数がふえてくるということになれば、例えば外部委託するとか、そういうところまでやっぱり考えていかなければならないのではないかと思いますけれども、例えば観光協会であるとか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） それらも含めて現在検討中でございますので、なるべく職員一人で一生懸命頑張っておりますけれども、その範囲の中でまだできなければ職員が応援するということもありますけども、最終的には今おっしゃられたような外部委託ということも視野に入れながら検討していきたいと考えてございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、11ページ、20款町債、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出全般にわたってありませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 14ページの修繕料のことについてお願いします。ナナカマドの部分ということでもありますけれども、50万円ということ、印象としては若干修繕料が高いのかなというふうに思っているわけでもありますけれども、中に内訳として10年も経過したということ、いわゆるリフォーム代的なものも入っているのかなというふうなことも思うんですけれども、この修繕料の内容について伺いたいと思います。もう1点、このナナカマドについては敷金というものの契約がないんだろうというふうに思いますけれども、賃貸物件については原状回復して返却するというのが、これは常識中の常識ということでもありますけれども、その点はどのようになっているのか。原状回復の交渉はしたのかどうかということについても伺いたいと思います。ナナカマドは10年一区切りで、一応10年目ということでもありますけれども、途中伺った経緯もありますけれども、10年たったら町内に住宅を建ててもらおうと、定住をしてもらおうというのが最初の約束であったわけでもありますけれども、そういった約束何件ほどの人が定住に結びついたのかということについて伺いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 修繕料の内容でございますが、今回大きいのは10年経過した方が退去されるといったことが大きな要因。もう1件は、4年経過という方もいらっしゃるんですけども、その2件の分で予算を超過したということでございますが、やはり若干水回り系統のカビがちょっと生えてきていると。サッシの近くの結露だとかといった部分で修繕料がかさんでいるということでございます。修繕やるに当たりましては、退去をされた時にうちの企画課担当と建設課の建築技師も立会をしていただきながら修繕箇所というのを把握しているということでございます。そういった中におきまして、入居者の責任というか、例えば壁に穴を空けたとか、そういった部分につきましては明らかにこれは個人の責任という部分がありますので、そこにつきましてはきちっと今回もそうですけども、そういったところがあったものですから、その部分はこの修繕料に計上しないで、その部分はきちっと業者に直接払って下さいねということで、それはお話して了解いただいております。また、ナナカマドの定住状況でございますが、これまでの実績でございますが、例えば西泊津のニュータウンに住宅を建てられた方だとか、町内の中古住宅を取得された方だとか、またさらには民間の町内の住宅に転居されたといった方々を含めまして、これまで5世帯が町内に定住されたという実績でございます。

○議長（荒木正光君） 堤議員。

○11番（堤俊昭君） そういう大きな目的があるわけですから、あまり細かいことの注文はつけない方がいいんだろうというふうに思いますけれども、今後についてですけれども敷金でありますとか、今は敷金という言葉は使わないでクリーニング代というふうなことで契約時にもらうとか、月々いただくとか、そういったことをしているというのが民間賃貸の実態のようでありますけれども、今後についても敷金あるいはクリーニング代ということについてはなしということで進めていくつもりなのかどうかについて、いかがですか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 基本的な考え方、制度のあり方という部分でございますが、これまで住宅料にしてもそうなんですけども、3万円という破格の値段で町内に定住をしていただけるきっかけづくりという部分もございますので、町外からの入居者につきましてはそういった部分を考慮しておりますので、引き続きこういった敷金等は特に設ける考えは現在のところもってございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 20ページの町有牧野の合併浄化槽についてお伺いをしたいと思いますけれども、これは町営牧野の住宅の合併浄化槽だというふうに理解をしますけれども、我々の一般住宅の補助事業ということになりますと、1戸あたり50万とか35万の負担によって70万程度の補助金を受けて、全体の事業費は120万くらいで合併浄化槽完成をす

るといふふうに認識をしているわけでありましてけれども、380万をそのまま見ますと3件分相当にも当たるのかなといふふうに思いますけれども、何かからくりもあるんだろうといふふうに思いますけれども、この点、1点目伺いたいと思います。それからもう1点ですけれども、職員の方が住まわれるということになるわけでありまして、法律によって初年度は4万円近くの検査費用がかかるということになるわけでありまして、2年目以降についても毎月1万3,000円程度以上かかるといふわけでありまして、これについては公費ということになるのか、あるいは職員個人みずから払うということになるのかについて伺います。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 工事費の金額が通常の工事費385万ほどかかっていると申すのは、合併浄化槽の設置のほかにトイレ内部の改修工事、便器の交換等々を一緒に行おうというものでございまして、これらについて加えることによりまして、これほどの補正額となつてるといふことをご理解いただきたいと思つてます。また、浄化槽の法定点検の話だと思つておりますが、これにつきましては町費の方で賄うべきかなといふふうに思つております。こちらに長く入つていただければいいのですが、例えば途中でいなくなった場合に、それでもやっぱり点検費用必要になってくるのかなと思つておりますので、そうするとやはり町費で負担すべきかなといふふうに考へております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

堤議員。

○11番（堤俊昭君） 町費で賄うということになればそれなりの条例までいかななくても、規則というのにも必要かなといふふうに思いますけれども、この点については今後整備をするということによろしいですか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 議員おっしゃるとおりでございますので、今後整備に向けて担当課の方に指示したいと思います。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 35 号

○議長（荒木正光君） 日程第 4、議案第 35 号 令和 2 年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 35 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 36 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、議案第 36 号 令和 2 年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 36 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 37 号

○議長（荒木正光君） 日程第 6、議案第 37 号 令和 2 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 討論を終結いたします。

これより議案第 37 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 38 号

○議長（荒木正光君） 日程第 5、議案第 38 号 令和 2 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 科によっては例えば循環器、そして整形、そしてこのごろになって泌尿器科ということで、優秀な先生がそれぞれ来てると思います。私も個人的に泌尿器科で二、三日前診てもらって、なかなか親切で腕のいいお医者さんが来てもらってるわけですけど、整形の先生も同じだと。循環器は私面識ないのでわかりませんが、それでももっともっと町民に利用してもらうような宣伝をどんどんしていったら診療所の収入も上がるので、その点について事務長もし何かいい案があればよろしくお願いします。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 泌尿器の PR が足りないとは感じてはおりますけども、ここ最近まで新型コロナウイルス感染症の対策の一環として、外来患者さんの抑制をせざ

るを得ない状況が続いておりましたので、チラシ等によるPRを控えておりました。今後におきましては、町政事務委託文書等でのチラシを積極的に行っていきたいと考えております。また、泌尿器の病院の方から講演会を5月に実施したいという話がありまして、当初計画をしてたんですけども、新型コロナウイルス感染症の問題がありましたので延期となっております。状況が許されるような状況になりましたら年度内、もしくは来年度も視野に入れながら今のところ検討しております。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10番（中川信幸君） そのほかの科、例えば眼科だとか皮膚科だとか、そういった応援医師、月に何回かかっていうのもこれから診療所では考えているのかどうか、その点についてお願いします。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） あくまでも診療所内部の考えでありますけども、現実と理想はございますけども、いろいろな諸条件を整えれば月一、二回程度の糖尿病外来、同じく皮膚科外来は必要性が高いかなというふうに考えております。常勤医師としては整形外科、外科というものも必要性高いと考えておりまして、しかしながら新たな診療科を新設については、ある程度の実績のある医療機関、もしくは医師でなければ安心して診療を任せられることはできません。また、初期投資が余り必要ない赤字部門の診療科にならないようにしなければならない。さらに、職員体制の問題もありますので、条件が合うまで焦らずゆっくりでありますけども、月数日間の出張応援によるさまざまな診療科について検討だけは進めていきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 7ページの18節負担金補助金及び交付金の中で、医師の出張負担金が病院との折衝によって値上がりしたということで、当初565万8,000円だったのが858万になった。約240万上乗せなったわけです。この経緯をちょっと説明願いたいと思います。

○議長（荒木正光君） 杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 提案理由のときにも説明したかと思うんですけども、個人に対する報酬を執行負担金の方に移した経過と、泌尿器外来を新設したことによって240万円をプラスしておりますので、805万8,000円となっております。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 38 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 発委第 5 号

○議長（荒木正光君） 日程第 9、発委第 5 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

説明者、新冠町森林・林業・林産業活性化推進議員連盟、竹中進一会長。

○6番（竹中進一君） 発委第 5 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、提案理由を説明します。

本意見書につきましては、本年 5 月 22 日付で北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会から議決要請があったため、議会運営基準の請願等運用方針 5 により、議会運営委員会として地方自治法第 99 条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定に基づき提出するものです。

次のページをお開き下さい。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止等の多面的機能が期待されている。これらの機能を十分に発揮させるため地域の特性に応じた森林整備と林業・木材業の振興について、必要な措置を講ずることを要望する。地方自治法第 99 条の規定により提出する。意見書提出関係機関は掲載のとおりです。

以上が、発委第 5 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてです。ご審議のうえ、採択下さいますようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第 5 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第 5 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。
よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第1号

○議長(荒木正光君) 日程第10、発議第1号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

提出者、但野裕之議員。

○5番(但野裕之君) 発議第1号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について提案理由を説明します。本意見書は、竹中進一議員を賛成者として、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。

次のページをお開き下さい。「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について、義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている。また家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、子どもの学習権が危ぶまれている。国による教育予算の確保と充足が必要とされる。これらのことから以下に記載の5項目について要請する。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出先は、記載のとおりです。

以上が、発議第1号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書についてです。ご審議のうえ採択くださいますようお願いいたします。

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。
これより発議第1号に対する質疑を行います。
発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。
これより本案に対する討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 会議案第4号及び日程第12 会議案第5号

○議長（荒木正光君） 日程第11、会議案第4号、日程第12、会議案第5号、以上2件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会議案第4号及び会議案第5号は、申し出のとおり継続調査とすることに決定をいたしました。

◎追加日程の議決

○議長（荒木正光君） ただいま、町長から議案第39号 第2期新冠町高度無線環境整備推進事業請負契約の締結についてが追加提出されました。

お諮りいたします。申し出のありました議案を追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号を追加日程第1として取り扱うことに決定いたしました。

議案配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時20分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第39

○議長（荒木正光君） 追加日程第1、議案第39号 第2期新冠町高度無線環境整備推進事業請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議案第39号 第2期新冠町高度無線環境整備推進事業請負契約の締結について提案理由をご説明いたします。令和2年6月24日、随意契約に付した第2期新冠町高度無線環境整備推進事業について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。請負契約の内容につきましては、1. 契約の目的、第2期新冠町高度無線環境整備推進事業、2. 契約の方法、随意契約を行ったものでございます。本事業におきましては、昨年度光ファイバー網の情報通信基盤の施工と、整備後にサービスを提供できる事業者を選定し決定された事業者と随意契約により、第1期事業を実施してございまして、今年度第2期事業にあたりましては、引き続き昨年度実施事業者を相手方としてございます。3. 契約金額、5億2,976円でございます。4. 契約の相手方、札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社、北海道事業部長 阿部隆、なお、事業の工期につきましては、契約の翌日から令和3年3月31日と定めております。工事概要をご説明いたしますので、議案第39号資料をご覧いただきたいと思っております。1.整備エリアでございますが、対象地域が西新冠沢地域及び日高町の一部としており、整備内容といたしましては光ケーブルの敷設、延長約9.5キロメートル、整備エリア図では新和エリアと厚賀エリアとなっております。

以上が、議案第39号 第2期新冠町高度無線環境整備推進事業請負契約の締結についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案どおりご決定下さるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第39号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 契約の相手方の東日本電子電話株式会社というのは、いわゆるNTT東日本という理解でよろしいですか。

○議長（荒木正光君） 原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 議員をおっしゃられたとおり、NTT東日本株式会社でございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 待ちにまった光回線の整備がなされるということで大変うれしい状況でございますけれども、この整備エリアの説明の中で厚賀町の一部（厚賀町は地下管

路のみ)ということが書かれておりますけれども、これは日高町も今回コロナ対策の特別交付金を使って整備を進めるようでございますけれども、そういった場合、厚賀町に光回線が引かれた場合にこの回線を利用するのか。それともまた別な線が日高町、厚賀町整備する場合には、日高町は日高町で別の線を引くことになるのか。できたらこれ1本にした方がすごく合理的だと思うんですけども、そういうことにはなりませんか。

○議長(荒木正光君) 原田企画課長。

○企画課長(原田和人君) 日高町の光整備のことはちょっと別にいたしまして、この工事内容につきましてはこちらから行きますと、橋を渡ってすぐ左側にNTTの局舎あるんですけども、そこを起点に例えば大狩部だとかの光を敷設するのに地下管路を通るという関係でこういう表現にしてございまして、日高町は整備を例えばいつするのか分からないんですけども、使うか使わないかそれはちょっと私どもでは把握していないということで、はっきり事業決まったわけではございませんので、日高町さんの場合。そういうことで、あくまでもこれは新冠町の事業として、厚賀の局舎から地下管路を引くという部分の工事費を今回入れているものでございます。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございませんか。

酒井議員。

○3番(酒井益幸君) 整備エリア図を見ると、新設自治体新和IPボックスという記載が載ってますけれども、以前説明を受けたかどうかちょっと定かではないんですけども、この目的とこれは町の持ち物でありますか。

○議長(荒木正光君) 下川企画課総括主幹。

○企画課総括主幹(下川広司君) 新和の自治体IPボックスなんですけれども、同じ場所にNTT東日本の局舎が新和にもございまして、新和地区にあるんですけども、その局舎が小さいためにその中に新冠町で整備する光回線のつなぎ込みができないということなので、同じ敷地内にコンテナのようなボックスを設置するという形でございます。管理は町の方で行うということでございます。

○議長(荒木正光君) よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 討論を終決いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○議長（荒木正光君） これをもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第 7 条の規定により、令和 2 年第 2 回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ご異議ないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（荒木正光君） これをもって、令和 2 年第 2 回新冠町 2 回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 2 時 10 分 閉会）